

平成 20 年度インドにおける国際経済ルールの活用に関する調査に係る委託先の公募について

平成 20 年 10 月 20 日

日本機械輸出組合

通商・投資グループ

## 1. 調査目的

企業が海外で直面する貿易投資上の問題点を解決する手段として、18 年度には WTO 協定（特に紛争解決手続）、19 年度に EPA を中心とした二国間の協定（その他 BIT、租税協定等）を利用した解決策について検討した。しかし、WTO、EPA 等を特定の国で実際に利用するとすると、これらの国際経済ルールがどのように国内法化されているか或いは国内でどのような司法的な解決策が利用できるかを知っておく必要がある。については日本企業の活動にとって重要な国であるインドについて、国内法を含め国際経済ルールをどのように活用すべきかについてとりまとめ、関係組合員の国際業務の一助とする。

## 2. 調査内容

### (1) 委託内容

- ① 下記(2)の調査項目に基づき調査報告書案を作成し、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。
- ② 必要に応じ調査内容に関する日本機械輸出組合の要望に回答する。

### (2) 調査項目、その要点（調査項目の一部については英文も可）

#### 1. インドにおける問題点

- ・ 関係組合員及びインドに拠点を置く外国企業へのインタビュー等を通じたインドの貿易投資上の問題点の洗い出し
- ・ 当組合の貿易投資上の問題点サイト、米 NTE、欧州委員会の Market Access Database、その他の公表資料を基に問題毎に整理

#### 2. 国内法制

- ・ WTO、EPA 等の国際経済ルールの国内法化の状況及びその運用実態
- ・ 国内における司法救済制度の概要、特に関税（原産地証明手続に関する国内規定を含む）、租税（移転価格や特別経済区における優遇税制を含む）、その他投資関係（拠点設立、人の移動等）

#### 3. WTO 関係

- ・ WTO 紛争解決手続に申し立てられた事例の整理（AD、知財、輸入制限、自動車政策、関

税など)

- ・ WTO の関連機関(物品理事会 -AD 委員会、TBT 委員会、市場アクセス委員会等-、サービス理事会、TRIPs 理事会、貿易政策検討)でこれまで取り上げられた諸制度

#### 4. 二国間協定関係

- ・ インドが締結した二国間協定のリスト及び協定テキストを閲覧できるウェブリンク(例:タイや韓国及び ASEAN 全体との FTA や途上国との特惠貿易協定、欧米諸国との BIT、租税条約等)

#### 5. 活用法

- ・ 問題解決のためのフロー

想定される解決手続の事例(例えば特別追加関税に関する問題について、①この関税が GATT 協定を遵守して制定されたか否か、②二国間協定の規定に違反しているか否か、④国内的な解決策(司法救済を含む)はどのようなものか、⑤不調な場合、WTO の物品理事会等での問題の指摘、⑥一向に改善がない場合 WTO 紛争解決手続へ、等)

### 3. 審査基準

- ・ 申請者は、WTO 協定全般(特に紛争解決了解)及び二国間協定(FTA・EPA、投資協定、租税条約等)に関する十分な知識を有していること。
- ・ 申請者は、インド国内法、及びインドが締結国となっている各種協定に関する十分な知見及び情報ソースを有していること。
- ・ WTO 紛争解決或いは EPA の活用、及びインドの国内法と WTO 規則との関係についての調査実績をもっていること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

### 4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 550 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 3 月 20 日まで  
提出物: 報告書(電子媒体)

### 5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有してい

ること。

- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

## 6. 公募期間

平成 20 年 10 月 20 日～10 月 27 日(期限内に必着のこと)

## 7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

## 8. 審査結果

平成 20 年 10 月 30 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

## 9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

E メール: (y-kawai@jmcti.or.jp)

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

(なお、当該情報に関するウェブサイトは組合員限定となっております。同サイトを公募の参考にされたい方は上記担当者までご連絡下さい。)

以上